

議案第三十九号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「」の下に「同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。」を加える。

第二十条の二第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

第二十二条第一項ただし書中「及び第二十三条の三第一項」を「並びに第二十三条の三第一項及び第二項第四号」に改める。

第二十三条の二第一項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、同条第五項中「次条第四項」を「次条第五項」

に改める。

第二十三条の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第十条第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第三十五条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族

（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第十条第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第四十八条の九の七の三に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第二十三条の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八条の九の七の三」を「第四十八条の九の八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書に」を「同条第一項の規定による申告書に」に、「法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書を提出する」を「同条第一項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等支払者の名称

二 公的年金等受給者が、法第三百十四条の二第一項第六号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

三 特定配偶者の氏名

四 扶養親族又は特定親族の氏名

五 その他施行規則で定める事項

付則第二条の三を次のように改める。

第二条の三 削除

付則第三条中「から令和九年度まで」を「以後」に改める。

付則第三条の五の前の見出し及び同条を削る。

付則第三条の五の二に見出しとして「（区民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年が」に、「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同条第二項中「付則第三条の五の二第一項」を「付則第三条の五第一項」に改め、同条を付則第三条の五とする。

付則第三条の六中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改め

る。

付則第四条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「、第三条の五の二第一項」を削る。

付則第五条の二中「附則第七条の二第四項」の下に「（法附則第七条の三第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第六条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改める。

付則第七条第三項第二号、第九条第三項第二号及び第十条第三項第二号中「、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項」を「及び第三条の五第一項」に改める。

付則第十一条第一項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に、「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該

当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第十二条第五項第二号、第十三条第二項第二号、第十四条第二項第二号、第十四条の二第二項第二号及び第五項第二号並びに第十四条の三第二項第二号及び第五項第二号中「、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項」を「及び第三条の五第一項」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 付則第三条の五の二第一項の改正規定（「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める部分に限る。） 公布の日

二 付則第六条第二項及び第三項の改正規定並びに第三条の規定 令和九年四月一日

三 第二十条の二第二項の改正規定並びに付則第三条の六及び付則第五条の二の改正規定並びに付則第十一条の改正規定（同条第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める部分を除く。）並びに次条第三項の規定 令和十年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）第二十三条の三第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の港区特別区税条例第二十三条の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例付則第三条の五第一項及び第二項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とを含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一

項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 新条例付則第十一条第四項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第十一条第一項の土地等の譲渡について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例付則第六条第二項及び第三項の規定は、令和九年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和八年度分の軽自動車税及び令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費の支払に係る医療費控除の特例の適用期限を廃止するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。